

取引部取引企画課 標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	訓令別表第2該当項	保存期間満了時の措置		
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	法律	ガイドライン	・〇年度ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応	20年	2(1) ① 1(7)	移管		
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書							・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
2	閣議の決定又は了解及びその経緯	質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	閣議	質問主意書	・〇年度質問主意書	20年	2(1) ① 5(1)	移管		
			②閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書							・法制局提出資料 ・審査録	・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料
			③答弁が記録された文書							・答弁書	
3	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	開示決定等に関する重要な経緯	開示決定等をするための決裁文書その他開示決定等に至る過程が記録された文	情報公開	行政文書開示請求資料	・〇年度行政文書開示請求資料	開示決定等をした日に係る特定日以後10年	—	廃棄		

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル 等の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
	（平成11 年法律第 42号）に よる開示 決定等及 びその経 緯		書							
4	告示、訓 令及び通 達の制定 又は改廃 及びその 経緯	告示の立案 の検討その 他の重要な 経緯（1の 項から3の 項までに掲 げるものを 除く。）	①立案の検討に 関する審議会 等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言	告示訓令 通達	訓令・通達資 料	・〇年度訓令・通達資料	10年	2(1)① 13(1)	廃棄
			②立案の検討に 関する調査研 究文書	・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング						
			③意見公募手続 文書	・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結 果及びその理由						
			④官報公示に関 する文書	・官報の写し						

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル 等の名称）	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
			⑤制定又は改廃 のための決裁 文書	・ 訓令及び通達の案						
5	国会に関 する事項	(1)国会審議	国会関係文書	・ 議員への説明・提出資 料 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録	国会及び 審議会等	国会審議	・ ○年国会答弁資料 ・ ○年度説明・資料要求関 係資料	10年	2(1)① 18	廃棄
		(2)国会議員 による勉 強会等	議員連盟に関す る文書	・ 開催経緯 ・ 配布資料 ・ 要請、提言 ・ 名簿	国会及び 審議会等	議員連盟	・ ○年度議員連盟関係資料	10年		
6	不当景品 類及び不 当表示防 止法（昭 和37年 法律第 134号。） に基づく 認定及び	(1)景品表示 法第31条 の認定そ の他の重 要な経緯	①協定又は規約 の認定のため の決裁文書	・ 認定申請書 ・ 理由、新旧対象条文、 参照条文 ・ 認定書の写し	景品表示 法認定・ 協議	景品表示法認 定	・ ○年度景品表示法第31 条に規定する協定又は規 約の認定	10年	—	以下につい て移管 ・ 認定及び 協議に関 する決裁 文書
			②意見公募手続 文書	・ 規約案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結 果及びその理由						

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	訓令別表第2該当項	保存期間満了時の措置
	協議に関する事項		③官報告示に関する文書	・官報の写し						
		(2)景品表示法第32条の協議に関する重要な経緯	消費者庁との協議、質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他当該協議に関する文書	・協議案 ・質問・意見 ・協議に対する回答			・〇年度景品表示法第32条に規定する協議	30年（保存期間満了時の措置を移管の措置と定めた文書（認定及び協議に関する決裁文書）については20年）		
7	再販売価格維持契約に関する事項	独占禁止法第23条の再販指定商品の指定に関する重要な経緯	①制定又は改廃の検討のための文書 ②制定又は改廃のための決裁文書	・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案	再販売価格維持契約	会議	・〇年度著作物再販適用除外に関する業種別ヒアリング	30年	—	廃棄
8	独占禁止法違反行為の未然	独占禁止法違反行為を未然に防止するための	①実態調査に関する文書のうち重要なもの	・実態調査資料	独占禁止法審査・調査・相談	実態調査	・〇年度〇〇に関する調査	5年	2(1)① 10(4)	廃棄

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	訓令別表第2該当項	保存期間満了時の措置
	防止の取組	措置に関する事項	②独占禁止法に係る相談等に関する文書のうち重要なもの	・相談処理票	独占禁止法審査・調査・相談	相談	・相談処理票	10年		
				・相談関連資料			・〇年度〇〇に関する相談 ・〇年度消費者との連携・対応	3年		
			③陳情・要望書等に関する文書のうち重要なもの	・陳情・要望書等	独占禁止法審査・調査・相談	陳情・要望書等	・〇年度陳情・要望書等	3年	—	廃棄
			④政策等に関する文書のうち重要なもの	・インボイス制度関係 ・不当廉売関係	独占禁止法審査・調査・相談	政策	・〇年度インボイス制度関係 ・〇年度不当廉売関係	5年	—	廃棄
9	経済法令及びこれに基づく行政措置の調整に関する事項	法令協議等における重要な経緯	法令協議等における質問及び意見等	・各省への質問・意見 ・質問・意見に対する各省からの回答 ・法律の規定に基づく協議文 ・回答に関する決裁文書	経済法令及びこれに基づく行政措置の調整に関する事項	法令協議等	・〇年度法令協議等	10年	—	廃棄
			酒税の保全等に関する法律に基づく協議	・法律の規定に基づく協議文	経済法令及びこれに基づく行政措置の調整に	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく協議	・〇年度酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく協議	10年	—	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	訓令別表第2該当項	保存期間満了時の措置	
				関する事項						
10	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①発送・取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書授受件名簿	文書管理	帳簿	・〇年文書收受簿 ・〇年秘密文書管理簿	5年	2(1)① 19	廃棄
			②決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁文書原簿	文書管理	帳簿	・〇年決裁文書原簿	30年		
11	公印の管理に関する事項	公印の管理	公印を管理するための帳簿	・公印簿	文書管理	帳簿	・公印簿	常用	—	廃棄
12	広報に関する事項	広報	講演会等への講師の派遣に関する文書	・派遣調整に係る文書 ・決裁文書 ・配布資料	庶務	原議書	・〇年度講師派遣等に係る原議書	3年	—	廃棄
13	予算及び決算に関する事項	予算の執行	予算の執行に関する申請書	・タクシー乗車券交付申請書等資料 ・経費の支出原議書	予算決算	タクシー乗車券交付申請書等資料	・〇年度タクシー乗車券交付申請書等資料	5年	—	廃棄
						経費の支出原議書	・〇年度経費の支出原議書			

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過

程が記録された文書

3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書

4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書

5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書

6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書

7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書

8 特定日 第12条第12項（令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であつて、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあつては、その日）

二 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。

三 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め（平成23年公正取引委員会訓令第1号）別表第1及び第2並びに本表の規定を参酌し、当該行政文書に係る事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。